水島 朝穂の 同時代を診る®

「3分の2 | と「過半数 | の間

――8年ぶりのパート2

「96 条研究会」の不思議

本連載94回(本誌602号)で、安倍晋三首相の「まず96条から改正しよう」という言説について批判したが、このところ憲法96条をめぐる動きが急である。

『読売新聞』2013年3月8日付政治面の紙面構成は、その意味で象徴的だった。トップ見出し「憲法改正成人年齢下げ先送り自民提案国民投票へ環境整備」。3月7日に衆院憲法審査会が開かれ、自民党が成人年齢引き下げの先送りを提案したという。2007年5月に成立した憲法改正手続法(国民投票法)は、憲法改正国民投票の投票権を持つ者を18歳以上と定め、選挙権や成人年齢を20歳から18歳に引き下げることを、附則と附帯決議で求めていた。だが、自民党は当面それを棚上げした。

この記事の下に、「96条研究会」という見出 しが。憲法関係の研究会はいろいろあるが、特 定条文の研究会とは珍しい。そう思って中身を 読むと、3月7日、「96条研究会」設立に向け、 民主、維新、みんなの有志がこのテーマで集ま ったという話だった。同日、「憲法96条改正を 目指す議員連盟」も活動を再開。代表に現職の 国家公安委員長を選出した。同じく7日、橋下 徹氏(維新の会代表)が記者会見で、「(憲法96 条の) 改正を良しとするか否かは決定的な価値 観の違いだ。これで分かれている人が一つの政 党にまとまるなんてあり得ない。民主党は96条 を改正するかどうかで、ピシャッと分かれた方 がいい」と述べたことが、似顔絵入りの囲み記 事になっていた。橋下氏は、「96条改正」は「基 本的な価値観」の問題だとして、民主党の分裂 を煽っている。このように、96条がらみの動き が3月7日に集中したわけだが、『読売』だけ

がこれをことさら拾って伝えていた。改憲に熱 心な新聞社らしい紙面作りではある。

「 3 分の2」と「過半数」はどう違う

いまから8年前、この連載の第4回(本誌507号)で、「『3分の2』と『過半数』の間」を書いた。どこの国の憲法でも、憲法の改正手続は、一般の法律の場合より重く(加重)してある。日本国憲法も国会の発議に「各議院の総議員の3分の2以上の賛成」を求めている。

この発議要件を緩和するには、「総議員」を「出 席議員」に変えるという方法もあり得る。だが、 それは誰も言わずに、なぜか「総議員の過半数」 でみな一致している。

憲法は法律を含む議事の決し方を「出席議員 の過半数」と定めている(56条2項)。例外的 に「出席議員の3分の2以上」が要求されるの は議席喪失(55条但書)、秘密会(57条但書)、 議員除名(58条2項但書)、そして参院否決法案 の再可決の場合(59条2項)である。この4つ のケースを見れば、「過半数では決めさせない」 と憲法が考える狙いが見えてくるだろう。審議 を非公開にしたり、野党議員を除名したりする ことは重大事項であり、与党の過半数だけで簡 単に決定できない。立憲主義の制度設計はこう いう所にもあらわれている。だから、憲法改正 という、国会を含む国のあり方の基本を定める 最高法規の改正について、「総議員の3分の2| という高いハードルを設定するのは当然のこと である。もしこれを安倍首相のいうように「総 議員の過半数」に変えるとなると、上記4ケー スについても、「3分の2」を「過半数」に変 更しないとバランスが悪い。だが、「自民党憲 法改正草案」(2012年4月)は、4ケースとも「出 席議員の3分の2」のままになっている。「96

32 国公労調査時報 No.605 2013年5月号

みずしま・あさほ/早稲田大学法学学術院教授。1953年東京生まれ。広島大助教授などを経て、96年より現職。法学博士。『東日本大震災と憲法』(早稲田大学出版部)、『3.11と憲法』(日本評論社、共著)ほか著書多数。

ホームページ http://www.asaho.com/

条研究会」はそのあたり、どういう「研究」を するのだろうか。

96

条改正の「へんちくりん」

安倍首相の「とりあえず96条から」の主張にせよ、「96条研究会」にせよ、96条改正議員連盟にせよ、「96条改正は基本的な価値観」とのたまう橋下氏にせよ、やりたいことはただ一つ。「憲法改正をやりやすくすること」だけである。何と志の低い「価値観」だろうか。

最近、問題の本質をズバリ指摘した人物がいる。小沢一郎氏(生活の党代表)である。2月28日、小沢氏は党内の会合で、「96条の要件緩和を先にやるという話は学問的、論理的、理念的にへんちくりんな議論だ」と言い切った(『産経新聞』2013年3月1日付)。これは正鵠を射た指摘である。なぜなら、学問的には、憲法改正手続の改正は、憲法制定権力の制度化である憲法改正権力によってはできないという説があるし、権力担当者が自らに対する制約を緩和せよと主張することは論理的におかしい。これは立憲主義の理念にも反するからである。

この96条改正先行の議論の安易さと危うさを 衝いたのは、仙台の『河北新報』 2月23日付社 説「憲法96条 統治者には拘束が必要だ」であ る。「野球で、貧打に悩むチームが『三振』を『四 振』に変えてくれと相手チームに持ち掛けても、 通るはずがなかろう」で始まるこの社説は、い ちいち鋭い。「最高権力者が簡単に緩和を口に するようでは、専横のそしりを免れない。何よ り、立憲主義に対する理解不足を疑われても仕 方がない」と。

本命の憲法9条改正を前に、「細かな手続の 話」だから合意を得やすいし、一回やれば改憲 慣れして、9条の改正も容易になる。だから、 「とりあえず96条から」。こういう議論の怪し さに国民は気づくべきである。これは3分の2 か、過半数かという「数字の問題」ではない。

そもそも憲法とは、歴史の歩みのなかで人々の記憶と記録が憲法典の条文(前文)という形で記述されたものである。例えば、戦争による悲劇・惨劇・衝撃の記憶が、戦争に関する歴史的な記録の集積のなかで、「二度と繰り返さない」という決意を込めて憲法典のなかに記述されたもの。それが憲法9条である。その内容の重さゆえに、またそれゆえにこそ、これを変える手続は「重く」設定されているのである。一見形式的な手続規定のように見える96条の実質的な意味がそこにある。

「96 条/国民的憲法合宿」の普及を

ちょうど8年前、フジテレビの「ノンフィッ クス」の「憲法96条-国民的憲法合宿」という 番組に出演した(私のホームページのバックナ ンバー2005年4月18日直言参照)。普通の市民 6人が軽井沢で合宿して、小林節慶応大教授と 私の講義を受けたのち、6人だけで議論する。 彼らは、全員一致の結論が出るまで家に帰れな い。それがルールである。護憲3対改憲3で平 行線が続くが、合宿2日目にとうとう全員一致 の結論に達する。さて、どういう結論か。これ は私も番組が放送されて初めて知って驚いたほ どだ。この年のATP賞(全日本テレビ番組製 作社連盟)を受賞した作品である。ネットで検 索すれば購入できる。いま、これが多くの人に 見られ、憲法改正問題を考える素材にされる必 要性は増しているように思う。タイトルが「憲 法96条」というのも、長嶋甲兵プロデューサー に先見の明があったというべきだろう。

(2013年3月20日稿)

国公労調査時報 No.605 2013年5月号 33